

津市新型インフルエンザ等対策検討会議設置要綱

平成 26 年 6 月 30 日訓第 41 号

改正 平成 29 年 3 月 21 日訓第 14 号

(設置)

第 1 条 本市における新型インフルエンザ等の発生及びまん延に対して、安定した市民生活及び公務の執行を確保するための全庁的な対策を迅速かつ的確に実施するため、津市新型インフルエンザ等対策検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この要綱において「新型インフルエンザ等」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 2 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等をいう。

(所掌事項)

第 3 条 検討会議の所掌事項は、津市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成及び変更に関することとする。

(構成)

第 4 条 検討会議は、会長及び委員で構成する。

- 2 会長には、津市副市長事務分担規則（平成 18 年津市規則第 242 号）第 2 条第 1 号に規定する副市長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる職員をもって充てる。

(会長)

第 5 条 会長は、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、危機管理部長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(意見等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員等に対して意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、危機管理部危機管理課及び健康福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日訓第14号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

上下水道事業管理者、消防長、政策財務部長、危機管理部長、総務部長、市民部長、スポーツ文化振興部長、環境部長、健康福祉部長、健康医療担当理事、商工観光部長、農林水産部長、都市計画部長、建設部長、ボートレース事業部長、久居総合支所長、河芸総合支所長、芸濃総合支所長、美里総合支所長、安濃総合支所長、香良洲総合支所長、一志総合支所長、白山総合支所長、美杉総合支所長、会計管理者、三重短期大学事務局長、議会事務局長、教育委員会事務局教育次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長